

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実 施 事 業	<b>事務事業名</b> 災害遺児手当
----------------------	---------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	1	安心して子どもを産み育てられるまちをつくる
施策	1	子育ての不安と負担の軽減
小分類	4	経済的負担の軽減の支援
主要な施策	2	子どもがいる家庭等への経済的支援の充実
事務事業番号	001	事務事業コード 11142001 事業開始年度 昭和 4 6 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	災害遺児手当
------	------	------------	--------

部 名	保健福祉部	グループ名	子育て G
-----	-------	-------	-------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事務事業の実施目的を具体的に記載してください）</p> 災害遺児を養育する保護者の負担を軽減する。
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください）</p> 災害（自然災害・交通事故）により父母又は父母のいずれかが死亡もしくは障害となった児童（災害遺児）を養育する保護者に、遺児が中学校修了まで一人につき月額10,000円を支給する。  平成22年度 22年4月～22年7月：対象児童4名 22年8月～23年3月：対象児童5名 支給額560,000円
成果	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事務事業の実施成果を具体的に記載してください）</p> 災害遺児を養育する保護者の負担を軽減し、その健やかな育成を図った。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください）</p> 登別市災害遺児手当支給条例、登別市災害遺児手当支給条例施行規則

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実 績	23年度 目 標	24年度 目 標	25年度 目 標	26年度 目 標
成果 指標	災害遺児を養育する保護者の負担を軽減し、その健やかな育成を図った。	遺児数	目標値	5	3	3	0	0
			実績値	5	/	/	/	/
			目標値		/	/	/	/
			実績値		/	/	/	/

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称	千円						0
	道支出金 名称	千円						0
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円						0
	一般財源 名称	千円	560	360	480	0	0	480
合 計			560	360	480	0	0	480
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	50	51			
		嘱 託 員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	0	0			
		合 計		50	51			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である	妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？
	→	妥当ではない	
自治体には保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責務があり、遺児を養育する保護者への支援は必要である。			
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている	成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？
	→	どちらかといえばあがっている	
	→	成果があがらない	
遺児の減少が望ましい。			
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる	どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？
	→	少し向上させることができる	
	→	向上させることはできない	
成果を求める事業ではない。			
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる	どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？
	→	削減できない	
支給額は定額で、遺児が支給要件（中学修了迄）に該当する間は削減できない。			

担当グループによる評価

維 持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	近年は損害保険が普及し、補償水準も高くなっていることから、制度が創設された昭和46年当時と比べ制度自体の存在意義が薄れている。このため、対象遺児の支給要件が無くなる平成24年度以降は制度存続の可否を検討すべきと考える。
-----	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維 持	備考
-----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）